

新型コロナウイルス感染拡大防止協力金のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、県の要請や協力依頼に応じて、4月25日から5月6日までの間、施設の使用停止等に全面的に御協力いただいた中小の事業者に対し、協力金を支給いたします。

支給額 : 1事業者あたり30万円

受付期間 : 令和2年5月18日から令和2年8月31日まで

1. 対象となる事業者

「宮城県における緊急事態措置等」により、休止や営業時間短縮の要請を受けた施設を運営する事業者（大企業を除く。）が、休業の要請等に全面的な協力を行った場合に受け取れます。自主的な休止や営業時間の短縮は対象とはなりません。

→ 具体的な対象施設は宮城県のHPをご覧ください。

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/fukensui/coronavirus-kyoryokukin.html>

2. 対象となる要件

令和2年4月24日以前に事業を開始し、かつ、営業の実態がある事業者（大企業を除く。）で、令和2年4月25日から5月6日までの全ての期間、施設の使用停止（食事提供施設にあっては営業時間の短縮）の要請に全面的に協力いただくこと。

3. 申請の際に必要な書類

- ① 営業実態が確認できる書類（確定申告書、帳簿等）の写し
- ② 必要な許可書類（飲食店営業許可、酒類販売免許等）の写し
- ③ 協力要請期間の休業等の対応が確認できる書類（帳簿、休業期間又は営業時間短縮を告知するチラシ・ポスター等）の写し
- ④ 誓約書
- ⑤ 本人確認書類（法人：代表者のもの 個人：当該個人）の写し
- ⑥ 通帳等の写し（振込先口座及び口座名義がわかる部分）
- ⑦ その他

4. 申請方法 ※原則郵送となります。

〒989-1392

村田町大字村田字迫6番地 村田町役場地域産業推進課 宛

よくあるお問い合わせ（例示）

Q 申請書は、どこでどのように提出すればいいのでしょうか？

→ 申請は、感染症対策の観点から、原則として郵送でお願いします。

また、申請手続き等でご不明な点がありましたら、下記問い合わせ先まで電話にてお問い合わせください。

Q いつから申請受付が始まりますか？支給はいつ頃ですか？

→ 申請期間は5月18日から8月31日まで、郵送で受け付けます。

5月29日以降、順次支給する予定です。

Q 協力金はいくらもらえますか？

→ 申請1件につき、30万円（原則）を支給します。

Q この協力金と国の持続化給付金の両方を申請できますか？

→ 可能です。

Q 県の休業要請の対象施設はどんな業種の施設ですか？

→ 主な業種は別紙一覧表をご参照ください。

具体的には、宮城県のホームページをご確認ください。

Q 休業要請対象の店舗を町内で3店舗経営していますが、3店舗分の協力金は支給されますか？

→ 1事業者につき、30万円（原則）を支給しますので、町内に複数店舗があっても1件としての支給となります。

お問い合わせ先

村田町 地域産業推進課

電話番号：0224-83-2113

町HP：

<http://www.town.murata.miyagi.jp/news/2020/05/08/4814.html>